

# 福岡県公報

令和六年十月八日  
第五百三十七号  
増刊  
①

## 目次

規則（第四十三号・第四十四号）

○福岡県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）……………一  
○福岡県宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）……………四

## 規則

福岡県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年十月八日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 福岡県規則第四十三号

福岡県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県産業廃棄物税条例施行規則（平成十七年福岡県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二十二号様式を次のように改める。

第2号様式(第13条関係)

産業廃棄物税に係る更正・決定及び加算金決定

通知書

納額告知書

特別徴収義務者又は納税者  
住所又は所在地

氏名又は名称

最終処分場  
名称  
所在地

地方税法 条の 第 項の規定により、下記のとおり更正・決定したので通知します。

年 月 日

福岡県 県税事務所長 印

登録番号	
指定納期限	年 月 日

申告の対象期間	区分	本 税		加 算 金			
		課税標準量	税 額	区 分	基本税額	率(%)	金 額
年 月 日 から 年 月 日 までの分	確定額			過少申告 加算金	通常 加算		②
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算		④
	差引額		①	重加算金			⑥
				納入(納付)すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥)			
年 月 日 から 年 月 日 までの分	確定額			過少申告 加算金	通常 加算		②
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算		④
	差引額		①	重加算金			⑥
				納入(納付)すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥)			
年 月 日 から 年 月 日 までの分	確定額			過少申告 加算金	通常 加算		②
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算		④
	差引額		①	重加算金			⑥
				納入(納付)すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥)			
合 計	確定額			過少申告 加算金	通常 加算		②
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算		④
	差引額		①	重加算金			⑥
				納入(納付)すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥)			

この通知書による不足税額等を、同封の納入(付)書によって、指定納期限までに納入(付)してください。  
 納入(付)場所は、納入(付)書の裏面に記載しています。  
 延滞金が発生する場合は、不足税額等の完納後に納入(付)書を送付します。  
 この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。

延滞金について

備考 「延滞金について」の下部に、当該年における延滞金の計算方法を記載すること。

## 別紙

## 教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

福岡県宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年十月八日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第四十四号

福岡県宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県宿泊税条例施行規則（令和元年福岡県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第五号様式を次のように改める。

第5号様式その1 (第4条関係)

宿泊税納入申告書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">             受付印           </div> 年 月 日 福岡県 県税事務所長 殿	特別徴収義務者	個人番号又は法人番号 (右詰で記載)										
		氏名又は名称 及び代表者名										
		住所又は所在地	〒									
		応答部署名 及び担当者名	( 局 番)									
	施設	フリガナ 名又は届出番号										
		所在地	電話 - -									
		施設番号										

※ 処理 事項	郵便官署消印	担当者

年月分	区分	宿泊数(泊)	税率	税額(円)
	課税対象		200円	
	課税対象外			
	うち課税免除			

年月分	区分	宿泊数(泊)	税率	税額(円)
	課税対象		200円	
	課税対象外			
	うち課税免除			

年月分	区分	宿泊数(泊)	税率	税額(円)
	課税対象		200円	
	課税対象外			
	うち課税免除			

申告期限	年 月 日
------	-------

- 注 1 この申告書は、宿泊税を課す市町村の区域外の宿泊施設に係る宿泊税の申告に使用してください。
- 2 ※印の欄は、記入する必要はありません。
- 3 課税対象、課税対象外及び課税免除の宿泊数が宿泊年月日ごとに記載された書類を添付してください。
- 4 申告書の提出期限後に申告納入されると延滞金のほか、不申告加算金が徴収されます。

第5号様式その2 (第4条関係)

宿泊税納入申告書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">             受付印           </div> 年 月 日 福岡県 県税事務所長 殿	特別徴収義務者	個人番号又は法人番号 (右詰で記載)										
		氏名又は名称 及び代表者名										
		住所又は所在地	〒									
		応答部署名 及び担当者名	( 局 番)									
	施設	フリガナ 名又は届出番号										
		所在地	電話 - -									
		施設番号										

※ 処理 事項	郵便官署消印	担当者

年月分	区分	宿泊数(泊)	税率	税額(円)
	課税対象		100円	
	課税対象外			
	うち課税免除			

年月分	区分	宿泊数(泊)	税率	税額(円)
	課税対象		100円	
	課税対象外			
	うち課税免除			

年月分	区分	宿泊数(泊)	税率	税額(円)
	課税対象		100円	
	課税対象外			
	うち課税免除			

申告期限	年 月 日
------	-------

- 注 1 この申告書は、宿泊税を課す市町村の区域内の宿泊施設に係る宿泊税の申告に使用してください。
- 2 ※印の欄は、記入する必要はありません。
- 3 課税対象、課税対象外及び課税免除の宿泊数が宿泊年月日ごとに記載された書類を添付してください。
- 4 申告書の提出期限後に申告納入されると延滞金のほか、不申告加算金が徴収されます。

第十一号様式を次のように改める。

第11号様式（第8条関係）

宿泊税に係る更正・決定及び加算金決定

通知書  
納額告知書

特別徴収義務者 住所又は所在地
氏名又は名称
殿

施設 名称又は届出番号	施設番号
所在地	

年 月 日

福岡県博多県税事務所長 印

指定納期限	年 月 日
-------	-------

下記のとおり更正（決定）したので通知します。

申告の 対象期間	区分	本 税			加 算 金			
		税率	宿泊数	税 額				
年 月分	確定額				通常分		×	%
	既確定額				5%加重分		×	%
	差引額			①	加算後累積納付税額が300万円超のとき			
更正（決定）事由					10%追加分		×	%
					既納付確定加算金			差引増減金額 ③
					納入すべき額 (①+③)			
					通常分		×	%
					5%加重分		×	%
年 月分	確定額				通常分		×	%
	既確定額				5%加重分		×	%
	差引額			①	加算後累積納付税額が300万円超のとき			
更正（決定）事由					10%追加分		×	%
					既納付確定加算金			差引増減金額 ③
					納入すべき額 (①+③)			
					通常分		×	%
					5%加重分		×	%
年 月分	確定額				通常分		×	%
	既確定額				5%加重分		×	%
	差引額			①	加算後累積納付税額が300万円超のとき			
更正（決定）事由					10%追加分		×	%
					既納付確定加算金			差引増減金額 ③
					納入すべき額 (①+③)			
					通常分		×	%
					5%加重分		×	%
年 月分	確定額				通常分		×	%
	既確定額				5%加重分		×	%
	差引額			①	加算後累積納付税額が300万円超のとき			
更正（決定）事由					10%追加分		×	%
					既納付確定加算金			差引増減金額 ③
					納入すべき額 (①+③)			
					通常分		×	%
					5%加重分		×	%
年 月分	確定額				通常分		×	%
	既確定額				5%加重分		×	%
	差引額			①	加算後累積納付税額が300万円超のとき			
更正（決定）事由					10%追加分		×	%
					既納付確定加算金			差引増減金額 ③
					納入すべき額 (①+③)			
					通常分		×	%
					5%加重分		×	%
合計	確定額				過少	合計		④
	既確定額				不申告	合計		⑤
	差引額			②				
					重加算	合計		⑥
					加算金合計 (④+⑤+⑥)			⑦
					納入すべき額 (②+⑦)			

この通知書による不足税額等を、同封の納入書によって、指定納期限までに納入してください。  
 納入場所は、納入書の裏面に記載しています。  
 延滞金が発生する場合は、不足税額等の完納後に納入書を送付します。  
 この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。

別紙

教示

1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

**延滞金について**

備考 **延滞金について**の下部に、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。